
日程第3 議案第2号 加美町暴力団排除条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第3、議案第2号加美町暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第2号加美町暴力団排除条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、全国的な暴力団排除の機運が高まる中にあり、平成23年4月に宮城県で暴力団排除条例が施行され、その後、全都道府県で施行され、さらには全国の市町村においても制定されている状況でありますことから、県内の市町村と足並みをそろえ暴力団排除を進めるため、条例を制定するものでございます。

暴力団排除については、これまでも町が発注する工事契約関係や公の施設の使用の制限、町営住宅の入居等についての措置を講じてまいりましたが、今回は条例で暴力団排除に関しての基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、暴力団排除のための基本的な施策等を定めるものであります。

お手元に議案資料として暴力団排除条例の県内の制定状況等の資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） けさの新聞を見ましたら、今回の条例に関する記事が載っていました。内閣府の復興政務官をなさっている衆議院議員の方ですが、2008年ですからもう5年前にさかのぼるわけですが、ゴルフコンペを行った際に暴力団の組員の妻2人が、200人ほど参加している中で2人が参加しているということで記事になっております。5年前のことが今出てくる、さらにご本人は全然わからなかった、面識もなかったといっても記事になる。そういった社会全体が暴力団排除に向けたそういった機運がより一層高まっているのではないかと強く感じたわけでございます。

今回の条例制定につきましては賛意を示すものですが、今、提案理由説明にもありましたようにこれまでも加美町の公の施設の使用の制限に関する条例あるいは暴力団等排除措置要綱、それから住宅もありますね、入居についての。これらについて大分重なっている点もあると思います。それについての整合性をどう図って運用を進めていくのか。

それから、加美町における暴力団の構成員の数、これは直近のものを把握しておられると思いますから、答弁をいただきたいと思います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 総務課長、お答えさせていただきます。

最初に公の施設及び工事関係、住宅の入居関係、それぞれの排除措置を要綱で定めて運用してきました。今回は、それらを合わせて総合的な排除条例を定めるということで、先ほど町長説明しました全国的に自治体で定めて排除をしていくということでございます。運用につきましてなんですけれども、それぞれの要綱は一応この形では残して、今回の条例についてはそれの上の全体を定めた形で運用をしていくという形で進めさせてもらうということでございます。

それからあと数でございますけれども、全国の数値、統計なんですけれども、全国で7万8,600人の団員数、県内につきましては1,910人というふうな数字です。加美町に関しては、概略なんですけれども21人から30人というふうなその範囲の数字が示されてございます。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 条例の中身を見ますと、町の責務として、宮城県暴力団追放推進センター、これ公安委員会より指定になっているセンターでございますが、それとの連携を図りながら排除に関する施策を総合的に推進するとあります。これ、これまでの条例あるいは要綱ですと、加美警察署長の意見を聞くことができる、あるいは宮城県の県警本部から通報を受けたものとなっているわけでございます。今回あえてこのセンターの名称が出てきたという何か意味がありましたらお知らせいただきたいと思います。

それから、契約行為ですね。これ本当に神経を使わなければならない点だと思います。仙台市でも、これも新聞報道になったと思いますが、今、震災の関係で解体工事が行われているわけですが、これら今、下請、四次、五次なんかは当たり前と聞いております。それらに暴力団がかかわったり、それから労務者を派遣したりする、そういった活動も一部見受けられるということでございます。これまで以上にそういった面では下請などについてもそういった調査能力が求められていると思いますが、これについてもこれからの施策なり、そういった契約方法について、どう進めて、取り組んでいくのか伺います。

○議長（一條 光君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（高橋 啓君） 最初に県の暴力団追放運動推進センターとの連携ということのご質問でございますが、これにつきましては公益財団法人宮城県暴力団追

放推進センターのほか、職域の暴力団排除組織、それから住民、地域住民による暴力団排除活動を行う団体、それらを総称して等というふうな表現にしておりまして、これらについてはそれぞれ行政対象の暴力団の対策協議会、宮城県なんですけれども県に組織されております。それから各地区にも暴力団追放の協議会が組織されておりますので、それらとの連携が出てきます。なおかつ警察、これまでどおり警察との連携も当然この中には入ってくるというふうな形で進められるということでございます。

それからあと契約行為につきましてなんですけれども、下請等関係の組織なんですけれども、これにつきまして契約の相手方につきまして、今も同じなんですけれども、契約する段階において、あ、済みません、入札参加も含めてなんですけれども、警察に照会をして契約並びにその入札関係も連携をとって今は進めているというふうな形ですので、同じような形で警察の指導ももらいながら進めるというふうになると思います。

以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第2号加美町暴力団排除条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第2号加美町暴力団排除条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 加美町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定について

○議長（一條 光君） 日程第4、議案第3号加美町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第3号加美町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、平成23年12月26日に地方自治法施行令の一部を改正する政令が公布、

施行され、地方公共団体の予算のより適正な執行を確保するため、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲を拡大するなどの改正がなされておりますので、条例でその対象となる法人を定める条例を制定するものでございます。

これまでは地方公共団体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社に限られていましたが、今回の改正で資本金等の4分の1以上2分の1未満を出資している法人のうち条例で定めるものが追加されたものであります。具体的には資本金のうち町の出資割合が29%となっております株式会社中新田地域振興公社が対象となり、本条例の制定によりまして決算等の書類についても議会に提出することとなるものでございます。

お手元に議案資料としてその概要を記載した資料を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第3号加美町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第3号加美町長の調査等の対象となる法人を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第4号 加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第5、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関

する条例の一部改正についてご説明申し上げます。

最初に、自然環境保全監視員に改める改正についてでございますが、これまでは主に山林等への不法投棄を監視する廃棄物不法投棄監視員と、山火事防止のための森林防火監視員をそれぞれ置いて巡視等をしていただいておりますが、巡回する区域等がそれぞれ重複しておりましたので一本化を図り、不法投棄及び森林火災の発生を未然に防止したり、加えて貴重な植物の保全なども含め、自然環境の保全のための巡回視察をしていただくものでございます。

次に、消費生活専門相談員及び消費生活相談員の報酬の改正についてでございます。消費生活の相談内容は複雑化し、業務の遂行には法律や消費者問題に関する専門的な知識と聞き取りなどの技能も求められております。本町におきましても、県内の同規模市町村と比較しますと相談件数も多く、関係機関と連携しがたい案件にも対応しているところであり、相談員の処遇についても業務内容等から改善を図る必要があるため、報酬を引き上げる改正を行うものであります。

また、認定こども園医の報酬についてでございますが、幼稚園部と保育園部では健診回数が異なりますことから、区分を設けた改正を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番です。

予算とも関係あるわけなんですけれども、ここで出ておりますのでちょっとお聞きしたいと思います。これまでですね、特別職の費用弁償については国・県から定まっているもの以外はいわゆる行政改革の流れで一律カットということも行われました。それから4時間を超えない委員会については支給が半分とか、そういったような流れでできたわけなんですけれども、今度はこの内容を見えますと大幅な増ということになっておりますけれども、ちょっとここになるのは生活相談とかそういうものの増加傾向というのはわかりますけれども、自然環境保全監視員ですか、名前が改まったわけなんですけれども、これらについてやはり体制がどのように変わるか、またなり手がなくてこういうような待遇の改善につながっているかどうか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

この不法投棄監視員、それから山火事防止巡視員につきましては同じ区域をほぼ回るとい、見回りをしていただくという形になっていまして、前からも二重にやる必要はないんでないかと。私のほうでは不法投棄を担当しておりますし、森林整備のほうでは山火事防止という、言なれば縦割りでそれぞれお願いしていた、それを不法投棄と山火事防止を一緒に見ていただくということで仕事を一緒に、1つにまとめたということで、内容は今までと変わらない巡視をしていただくということでございます。したがって、山火事防止のほうの賃金を若干削りまして、その分不法投棄と一緒にやっていただくという形になるということでございます。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 1番。

そうするとですね、今まで不法投棄については7名でやっていた。それと林野火災とかそれから盗伐、それから森林病虫害の看視というのはこれまで9名ですか、それを廃止することになるわけなんですかね。9名のほうを委嘱しないということなんですかね。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 町民課長、お答えいたします。

ことしの1月29日にこの監視員の方々に集まっておきまして協議をいたしました。そのときに、主体は不法投棄監視員の方々に一本にさせていただきたいということで、25年度は7名の方で監視をしていただくような形になろうかというふうに思います。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） それでちょっとわかったような気がするんですけども。林野火災のほうの林業費には予算が出ていなかったものですから、そういったことでわかったんですけども。今、成果表をちょっと見てみますと、不法投棄について、ある程度の金がこれまでも出てやっていたわけなんですけれども、少し私から言わせると、いわゆる不法投棄を見つけて片づける予算もかなり余り使っておりませんし、そういった結果につながっているかどうかということもありますし、それから一番はですね、週1回最低見回るといことなんですけれども、前にその日誌を見せていただく機会がありました。ほとんど異常なしというようなことになっているわけなんです。今いろいろな考え方がありまして、不法投棄についてはむしろ定期的に巡回をやっている職業の方にお任せしてもいいんでないかというようなことでもあります。

そういう点ちょっと、活動状況についてですね、その状況についてどの程度の頻度があるのか、それから結果がどう結びついているのか、ここでお聞きしておきたいと思います。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 不法投棄に関しましては週1回をめぐりに巡回していただいております。その結果を次の月の10日までに報告書を上げていただくということでお願いしております。今回の統合によりまして、山火事につきましては3月、4月、5月、この辺が一番危ないというか、いろいろな山菜とりに入る方がおりますので、その月につきましては週に2回以上見回っていただくという形でその辺をカバーしていくということでございます。それから、監視員の方々には腕章を渡しておりますので、それをつけながら監視を、人に目立つように、そういうふうな形でその不法投棄の防止を図っていただいているということで、まあそれなりにいろいろな人たちが山に入るわけですが、そういう人たちが回っているんだということでの抑止はかなりあるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） 4番三浦です。

先ほど下山議員の質問の中にもありましたとおり、廃棄物の不法投棄と防火の監視ということで、それらが一体となって7名ということになりますが、当然ながら地域事情に詳しい方ではないと私はできないんじゃないかと思っております。そういう関係で、この7名という方々がこれまで何年勤務されまして、その監視員の状況、監視員になるための条件があるのかどうか、まずお聞きします。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 何年以上勤めたかというところとちょっと資料を持っておりませんが、昨年、不法投棄につきましては3年の委嘱を行いまして、ほとんど再任になっておりますので、3年以上、6年以上は監視を続けていただいているというふうに思っております。

○議長（一條 光君） 4番三浦又英君。

○4番（三浦又英君） わかりました。そうしますと特別職の職員ということなものですから、万が一に備えてこれは保険等についてはお掛けになっているということで理解していいでしょうか。

○議長（一條 光君） 町民課長。

○町民課長（今野幸伸君） 非常勤の特別職になっておりますので、公務災害の対象になってい

るということでございます。以上でございます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第4号加美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 議案第5号 加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第6号 加美町障害者自立支援施設条例の一部改正について

日程第8 議案第7号 加美町地域活動支援センター条例の一部改正について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。

日程第6、議案第5号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、日程第7、議案第6号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正について、日程第8、議案第7号加美町地域活動支援センター条例の一部改正について、以上3件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第6、議案第5号、日程第7、議案第6号及び日程第8、議案第7号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第5号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第6号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正について、議案第7号加美町地域活動支援センター条例の一部改正についてにつきましては、関連があり

ますので一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律が平成24年6月27日に交付されたことに伴いまして、関連する条例について引用法律の題名の改正等所要の改正を行うものであります。

議案第5号の非常勤職員の公務災害補償等に関する条例では、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されたことによる改正と、引用条項等の改正を行うものであります。

議案第6号の障害者自立支援施設条例では、同じく引用法律の題名の改正のほか、これまで障害者の定義が身体障害者、知的障害者、精神障害者となっておりましたが、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度であるものを加える改正がなされたことによりまして、障害者自立支援施設を利用できる障害者に加えるなどの改正を行うものであります。

議案第7号の地域活動支援センター条例では、同じく引用法律の題名の改正及び引用条項の改正を行うものであります。

お手元に議案資料として新旧対照表を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより、議案第5号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第5号加美町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第6号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第6号加美町障害者自立支援施設条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第7号加美町地域活動支援センター条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第7号加美町地域活動支援センター条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9 議案第8号 加美町育英資金貸付基金条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第9、議案第8号加美町育英資金貸付基金条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第8号加美町育英資金貸付基金条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、加美町育英資金貸付基金の返還免除について、現行では奨学生本人が死亡した場合にのみ返還の免除ができることになっておりますが、免除の条件に新たに精神もしくは身体障害により返還することができなくなったと認められるときを加える改正を行うものであります。

本育英資金は、町内に居住するものの子弟で優秀な学徒をして経済的理由により修学の困難な者に対し育英資金を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的としております。毎年2月に広報紙等で貸付金の応募者を募り、加美町育英資金事業運営委員会に諮って奨学生を決定し、貸付金は奨学生が高校・大学等の在学中に貸与し、卒業後の2年目から10年間で返還するものです。

現在長引く不況で全国的に学生が就職困難の状況にあるため、学生が卒業しても返還できない人が増加しております。そのため、学生支援事業を総合的に実施している文部科学省所管の独立行政法人日本学生支援機構では、返還年数の延長や障害などによる就労不能者には返還免除制度の救済策が用意されております。本町の奨学生にも一部さまざまな事情による滞納者がおります。滞納者の中には、精神障害により就労が困難で返還能力がない方もおります。以上

のことなどを踏まえ、今回本町としても、死亡以外に障害等により就労不能で返還ができないと認められたときは貸付金の返還を免除する改正を行うものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 町内に、融資残額何ぼぐらいになっているんだか、金額、お知らせ願います。

○議長（一條 光君） 教育総務課長。

○教育総務課長（竹中直昭君） 教育総務課長です。

貸付件数は195件で1億6,302万3,000円となっています。残額ですか。現金のほうがですね、3,837万7,000円ほどということです。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第8号加美町育英資金貸付基金条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第8号加美町育英資金貸付基金条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10 議案第9号 加美町営放牧場条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第10、議案第9号加美町営放牧場条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第9号加美町営放牧場条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、旧3町から引き継いだ町営放牧場のうち利用がなされていない放牧場について、条例から削る改正を行うものであります。

中新田道放牧場は、現状としまして町内の畜産農家の採草地として利用されております。また宮崎田代放牧場は、二ツ石ダムの建設残土捨て場として利用後は未利用となっております。

現在一部は牧草の一時保管をしている状況でございます。町の放牧場の計画としましては、議案第28号で土地の取得について上程しておりますが、加美地区公共牧場整備事業として草地造成や草地整備、牛舎などの施設整備などを進めることとしております。こうした状況を踏まえまして、中新田道、宮崎田代の両放牧場につきましては放牧場としての利用を廃止するものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 8番。

ただいまの提案理由の説明ですと、道放牧場、それから田代放牧場、これどちらも使われていないから廃止するということですが、小野田の下台野及び天ヶ岡もこれも今は使用されておられません。どうもこれ、整合性つかないような感じがするわけですが、それ1点。

それから、田代牧場ですが、これやはりダム関係で残土捨て場ということで、その代替として色麻町の平沢及び小栗山の牧場にこれまで預託していたわけですが、これ補正とか来年度の予算で聞けばいいんですが、補正では全額補正減してみたり、平成25年度予算では復活してみたり、どうも全体の放牧場のあり方、ちょっとわかりにくい点がありますが、その点について説明いただきます。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

まず1点目の下台野、それから天ヶ岡との整合性がとれないのではないかなというようなお話ですが、天ヶ岡、それから下台野につきましては今回、現在行っております加美地区公共放牧場の関係で採草地として今、草地の改良を計画してございます。そういった関係で、すぐに放牧場ということではないんですが、利用の目的がございましたので、今回天ヶ岡と下台野につきましては、条例からの削除は少し様子を見たいということで改正には至りませんでした。それから、道放牧場につきましては、平成17年、平成18年のときに地権者の方から条例を廃止して返還してほしいというような要請があったようでございます。そのときにまだ和牛の里構想とか公共放牧場の概要がすっかり決まっていなかったもので、それが正式に固まった段階で条例を廃止したいというような口頭でのお話をされていたということが現状はございまして、昨年の6月ごろに、それから再度地権者の方々から条例を廃止していただきたいというお話がございましたので、今回の改正に至りました。同じく田代放牧場につきましても、平成15

年の3月に当時の宮崎町と東北農政局、それから放牧場の利用農家との間で話し合いがあったようでございますが、そのときに放牧場の地すべりの問題とかそういったことがございまして、再開は無理だというような判断をしたというような経過がございます。

先ほど質問がありました色麻町への預託の関係につきましては、平成24年度で色麻町の放牧場が牧草の利用自粛の関係で放牧を一切取りやめとなりましたので、補正で全額今回は減額をさせていただくということでございます。平成25年度につきましては、色麻町のその除染作業の動向とか再開の度合いを見まして、とりあえず預託、実際平成23年度には宮崎地区の方々が預託をしておりましたので、平成25年度につきましては当初の予算を計上させていただいております。

なお、公共放牧場が事業を完了した暁には、薬菜原の牧場で委託を受けるという考えでございます。

以上です。

○議長（一條 光君） 8番吉岡博道君。

○8番（吉岡博道君） 道放牧場については採草地として利用する、それから田代放牧場については当面はっきりしないと、そういう感じがしましたわけですが、この両方ね、廃止する放牧場の面積、それからこれは地目、放牧場ではありますが恐らく畑になっているのではないかと思います。面積と地目、それから特に田代放牧場については、これ条例を廃止した場合問題が出てくるような気がします。農業委員会の見解を伺います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

道放牧場につきましては、面積が約26町歩ほど、民間の土地をお借りしております。草地で約28ヘクタールという、失礼しました。草地、それから一部道放牧場、町有地ございまして、合わせて約40町歩ほどになっております。それから、田代についてはたしか70町歩ほどの面積があったというふうに記憶をしております。

以上でございます。

○議長（一條 光君） 地目はどこ。農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 道放牧場につきましては、地目は採草地ということで記憶をしております。畑ですね、済みません。ちょっと田代については、後で調べてご報告をさせていただきます。

○議長（一條 光君） 農業委員会事務局長。

○農業員会事務局長（大類恭一君） 農業委員会事務局長でございます。

ご質問の内容は、放牧場の地目が畑の場合、自治体が所有できないのではないかとというような質問でよろしいでしょうか。条例を廃止した段階で、それを地目を転用していただく手続をとっていただければ問題はないのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（一條 光君） よろしいですか、8番。（「はい」の声あり）1番下山孝雄君。

○1番（下山孝雄君） 今、農業委員会のほうから出たわけなんですけれども、ちょっとくだいようなんですけれども、自治体が農地を持つというときははっきりした目的を持っていないとだめですから、ですから田代牧場についてはどうしますか、検討しますというのではなく、同時に例えば採草地にするとか。畑ではだめだと思うんですけれどもね。その点のところよく、自治体が農地を持つ条件としてあると思うので、その点について、はっきり目的を持っていないとだめだと思います。小野田のことについては経過はこれわかっていますから、小野田の流れについてはわかって、今は採草地ということで実際に放牧場動いていますからその名目でいいと思うんですけれどもね。その点、詰めてもらいたいと思います。

○議長（一條 光君） 農林課長。

○農林課長（鎌田良一君） 農林課長、お答えいたします。

お話しのとおり採草地という目的以外は農地を自治体で所有できないということで、今回小野田とかはそのままにしたという経緯がございます。たしか田代につきましては残土捨て場ということで、たしか現在農地にはなっていないような記憶があったんですがちょっと定かではなかったので、後で答弁させていただきたいということで先ほどお話しをさせていただきました。確認の上、後で報告をさせていただきます。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第9号加美町営放牧場条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第9号加美町営放牧場条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 議案第10号 加美町道路占用料等条例の一部改正について

○議長（一條 光君） 日程第11、議案第10号加美町道路占用料等条例の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第10号加美町道路占用料等条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案件につきましては、昨年12月12日に道路法施行令の一部を改正する政令が公布され、ことしの4月1日から施行されることにより、占用許可対象物件を加える改正がなされましたことから、関係する条例の一部を改正するものであります。

その内容でございますが、道路の占用許可対象物件として太陽光発電施設及び風力発電施設が追加されるほか、これらの物件に係る道路占用の場所に関する基準等並びに占用料を定めることとなったものであります。今回本条例別表におきまして該当条項を加えるほか、引用条項の繰り下げを行うものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第10号加美町道路占用料等条例の一部改正についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第10号加美町道路占用料等条例の一部改正については原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12 議案第11号 加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第13 議案第12号 加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに

係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準
を定める条例の制定について

日程第14 議案第13号 加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び
指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める
条例の制定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第12、議案第11号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日程第13、議案第12号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、日程第14、議案第13号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の制定について、以上3件はいずれも関連しておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第12、議案第11号、日程第13、議案第12号及び日程第14、議案第13号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第11号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第12号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、議案第13号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の制定についてにつきましては、関連がありますので一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法が平成23年5月に交付されたことによりまして、施設基準等について町の条例で定めることとされたことに伴い、条例の制定を行うものであります。

最初に、以降の議案に関連するものもございまして、地域主権一括法について、議案の資料にも添付しておりますが、ご説明をいたします。

平成7年7月に地方分権推進法が施行されまして、平成12年4月には地方分権推進一括法が

施行され、いわゆる地方分権改革が進みました。さらに地方6団体からの意見書が出され、平成18年12月に地方分権改革推進法が成立しております。この流れを受けまして、平成22年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定され、平成23年5月に地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法が公布され、同年8月に第2次一括法が公布されております。地方分権から地域主権へと地域の自主性を強化し、自由度の拡大が図られ、施設等の設置管理の基準を市町村の条例に委任することとされ、これまで法律によって規定されていた施設基準等を町の条例で規定することになったものであります。法律による施行期日は、経過措置期間を含めまして平成25年4月1日施行となっておりますので、今回町の条例で規定すべき基準等について条例の制定あるいは一部改正により定めるものでございます。

議案第11号では、介護保険の指定地域密着型サービスに係る事業の人員、設備及び運営に関する基準、介護予防について、議案第12号では指定地域密着型介護予防サービスに係る事業の人員、設備、運営等について、議案第13号では指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格等について、それぞれ基準を定めるものであります。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第11号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第11号加美町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第12号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第12号加美町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第13号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第13号加美町指定地域密着型介護老人福祉施設の入所定員及び指定地域密着型サービス事業等の申請者の資格を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15 議案第14号 加美町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について

日程第16 議案第15号 加美町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について

日程第17 議案第16号 加美町道路標識の寸法を定める条例の制定について

日程第18 議案第17号 加美町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について

日程第19 議案第18号 加美町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

○議長（一條 光君） お諮りいたします。日程第15、議案第14号加美町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について、日程第16、議案第15号加美町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、日程第17、議案第16号加美町道路標識の寸法を定める条例の制定について、日程第18、議案第17号加美町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、日程第19、議案第18号加美町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について、以上5件はいずれも関連してお

りますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、日程第15、議案第14号、日程第16、議案第15号、日程第17、議案第16号、日程第18、議案第17号及び日程第19、議案第18号を一括議題とすることに決定いたしました。

本件について、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（猪股洋文君） 議案第14号加美町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定について、議案第15号加美町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定について、議案第16号加美町道路標識の寸法を定める条例の制定について、議案第17号加美町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について、議案第18号加美町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてにつきましては、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

これらの案件につきましても、先ほどご説明いたしましたいわゆる地域主権一括法が公布されたことによりまして、施設基準等について町の条例で定めることとされたことに伴い、公園や道路等の設置に関する基準等について条例を制定するものでございます。

議案第14号では都市公園等の設置について、議案第15号では道路の構造等に関する技術基準について、議案第16号では道路標識及び区画線等について、議案第17号では高齢者や障害者等の道路の移動上及び利用上の利便性・安全性の向上を図るために必要な道路の構造について、議案第18号では高齢者や障害者等の公園施設の利用上の利便性・安全性の向上を図るための公園施設について、それぞれ基準等を定めるものであります。

お手元に議案資料としてそれぞれの条例の概要を配付しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

よろしくご審議の上ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（一條 光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） 建設課長にお尋ねをいたします。例えばさわざら公園を宅地にして利用するようになった場合に、同じ面積をどこかに求める方法で許可がなるんですか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 建設課長、お答えします。

ご質問のさわぐら公園は西田公園と一緒にということで、都市計画決定された公園でございます。そして、建設時にも補助事業を利用しまして建設されたものですので、その都市計画、まず廃止理由とかですね、よほどのことがない限り用途変更は不可能だと思われま。そうということで、ご質問の宅地化して別な用途に利用するという形のものは今状態では不可能でございます。

○議長（一條 光君） 7番近藤義次君。

○7番（近藤義次君） あの公園、さわぐら、酒屋から買うときにですね、本間町長が病院をつくる計画で買ったわけですね。そして公園にすれば補助率がいいから、そして公園にしても、同じ面積を別なところに求めれば宅地にしてもいいというようなふうに俺には、私たちにはお話ししたんだけど、そのようなお話は通じないんですか。

○議長（一條 光君） 建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 都市計画公園という決定したと。告示行為もして、なくてはならないということで決定しているわけです。ご質問のようによほど病院とか、絶対そこではないとかであれば代替的なものを、同じような面積を別な場所に設けて同じような都市公園的な有効な土地であれば、そのよほどの理由のない限り、多分不可能だと思いますけれども、その都市計画決定の中で、変更理由とかいろいろありますので、今の私の考えではちょっと不可能だと思っております。

○議長（一條 光君） 副町長、補足答弁ありましたら。ないですか。何だかあやふやだからや。

○副町長（吉田 恵君） あそこが病院に使われるということ、それは存じ上げませんでしたのでお答えできません。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 公園の、都市公園等の設置に関する基準を定める条例について、たまたま広原地区の今住宅が、田川のほうに移動して移築しているわけなんですけど、その跡地利用についての話が先日もありまして、公園みたいなのもいいねと女性群の間では出たんですが、それを見ていましたら、第4条に、前段はちょっと省略しても、「防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げる基準に従った配置及び規模とするものとする」というふうな割と緩やかな規定があるほかは余り厳しい基準とか規則はないんだなというふうに解釈したんですが、これこれを備えなければならないといったものは、ほかに別則でつくったりはしないんですね。ちょっとその確認をしておきます。

○議長（一條 光君） 所管は。建設課長。

○建設課長（田中壽巳君） 今お諮りしております土地計画公園等の設置に関する基準ということで、ここであっているのはその公園を新たに新設、改築するような場合にこの条例を適用するというのでございますので、ここにうたっているものは面積等とか理想的な形態をうたっているものでございます。ご質問の広原の住宅の跡地という問題につきましては、面積等をうたっているだけで、ある程度その公園の中のいろいろな遊具とかその配置計画についての条例ではございません。

○議長（一條 光君） 18番伊藤由子さん。

○18番（伊藤由子君） 参考にしながらまた話していきたいと思っています。

それから、議案第16号加美町道路標識の寸法を定める条例の制定についてなんですが、きのうだったでしょうか、道路標識についての話題が出たときに、薬菜から陶芸の里に向かう標識を今度つくっていきますというふうな話があったんですけども、ここでは寸法を定める条例だけでほかの規則、条例の中身はないんですけども、考慮する必要があるのではないかなと思うこととして、風とか降雪状況を配慮すれば、正方形でまっ平らな薄型の標識よりは豪雪地帯にあるような信号の形の縦形にするとか何か、雪をよけたり風をよけたりするような工夫とか配慮というのは必要にならないのかなと私は1つ思いましたし、それから色彩についても全くここは、寸法だけですのでもちろん載っていないわけなんですけど、これからの標識の色彩については、色覚異常とか色覚にちょっと特性がある人たちのための色彩も考えてつくっていくというふうな方向になっているかと思うので、そういったところも配慮して今後つくっていただければいいなと思います。念頭に置いていただければいいなと、参考までに意見として申し述べました。

○議長（一條 光君） そのほか質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしといたします。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしといたします。これにて討論を終結いたします。

これより議案第14号加美町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第14号加美町都市公園等の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第15号加美町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第15号加美町道路の構造の技術的基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第16号加美町道路標識の寸法を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第16号加美町道路標識の寸法を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第17号加美町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第17号加美町移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第18号加美町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（一條 光君） ご異議なしといたします。よって、議案第18号加美町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、あすは午前10時まで本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。